

(様式第4号)

審議会等付属機関 会議概要

1	審議会名	上田市行財政改革推進委員会(第2回総合支所部会)
2	日 時	平成20年11月4日(火) 午後2時から午後4時まで
3	会 場	丸子地域自治センター 3階 第一会議室
4	出席者	三井部会長、鬼頭副部会長、小池会長、斉藤委員、櫻井委員、南雲委員、西沢委員
5	欠席者	宮沢委員
6	市側出席者	金子行政改革推進室長、鎌原係長
7	公開・非公開等の別	公開
8	傍聴者 0人	記者 0人
9	会議概要作成年月日	平成20年11月11日

協議事項等

1 開 会

2 議事

(1) 前回の会議録の確認について

(事務局) 前回の会議録について、訂正があれば事務局に申し出ていただきたい。訂正後、ホームページに掲載する。

(委員) 議事録の確認の際に、前回の会議内容についても述べてもらいたい。

(事務局) 了解。前回の会議では、行政管理課からのヒアリングを実施し、その後、地域自治センターに求められる機能、機能に見合った組織の再編、庁舎の空きスペースの利活用方法、の3つのポイントで御議論いただいた。

(部会長) 前回の会議では、検討する範囲を旧3町村の地域自治センターとし、旧上田市の3センター(塩田、川西、豊殿)は議論には含めないことで確認した。本日の会議では、事務局で組織(案)を示してもらい、それについて意見を述べる形で進めていきたい。

(2) 総合支所機能・業務等の課題審議

(事務局) 前回の行政管理課のヒアリングの結果から、事務局で総合支所としての地域自治センターの組織案を3つの観点から検討し作成してきた。

各部門の充実による総合支所機能の充実、市民の利便性向上のための窓口でのワンストップサービス化、安定的な運営が求められる部門の指揮命令系統の明確化
本日、この組織図のイメージ図を作成してきたので、ご意見をいただきたい。

(委員) 教育委員会組織の、教育事務所とはどういう位置づけなのか。

(事務局) 教育事務所は、教育委員会事務局の中で地域の教育に関する業務(入学手続き、社会教育等)を担当するため、合併時に各地域に課長級を配置し、教育事務所を設置した。

(委員) 消防防災関係の指揮命令系統が広域連合だけに見えてしまうが、そういうことでよいか。

(事務局) 消防組織は、日常の消防業務については、広域連合の指揮命令系統の下で動くことが多いが、防災面については、地域自治センター長(市長)の指揮命令下に置かれている。

現状では特に混乱は生じていないが、災害発生時には、それぞれの指揮命令権者から異なる指示が出され、現場が混乱することがあるため、何らかの対策が必要と感じている。

(委員) 教育委員会や消防に対する議論は、事前に資料ももらっていない中で議論は困難。

(委員) 資料にある地域自治センター長の権限について説明願いたい。

(事務局) 地域自治センター長の権限は、合併前に策定された地域自治センター構想に基づき、住民に身近な業務(地域振興や地域課題)への対応、総合支所長としての役割、予算要求や予算執行など、本庁の部長と同等の権限が与えられている。しかし、センター長の権限には本庁との調整などが伴うため限度がある。

今後の地域自治センター長の権限の方向性としては、地域内の事案に対する成案権の付与や、地域予算に加え、センター長の裁量で配分できる予算の創設などを考えている。

(部会長) 総合支所部会は、住民にとって必要な組織体制はどういうものかを検討する部会であるため、この場では、お金や権限の話を持ち離して考えるべきである。予算の話は、地域内分権部会で話がされている状況である。

(委員) 個々での論議は、事務局から提案されている3つの観点について意見を出し合うことが重要と考える。権限の話は、話を進めいく過程で当然出てくることではあるが、この場で議論を始めると収集がつかなくなる可能性があるため、組織に限って検討したほうが良い。

(委員) 組織を見直す中で大課制を導入した場合、住民サービスの低下につながらないか。

(事務局) 共通の目的を持った課を統合することは、結果として、一人の課長が多くの業務を担当することになるため、サービスが低下する恐れがあるが、同じ課の中に課長級の職員を配置することにより、従来どおりの対応が可能になると考える。また、課の単位を大きくすることで、より地域の特性を活かした事業の実施が可能になると思われる。

(委員) 旧上田市で、ワンストップサービスを導入しようとしたことがあったと思うが、結局実施には至らなかったと記憶している。今回、ワンストップサービスが実現すれば、市民の利便性が飛躍的に向上する。

(事務局) どの部分までやるのかという話はあるが、市民の立場になって考えると、ワンストップサービスを実現する意味はあると思う。

(部会長) 真のワンストップサービスは実質的に無理な部分があると思うが、職場の配置とシステムの導入等により、市民にとってのワンストップサービスは十分実現可能と思われる。

(委員) 現在も、市民課の窓口には、入学手続き等の申請書類が置いてあるが、昔はなかった。こうした取組を充実させていくことで、徐々にワンストップ化が図られていくと思う。

(委員) 本庁では、4月の転入・転出が多い時期には、臨時窓口を開設している。

(部会長) 収納部門のあり方について意見はないか。現在は、それぞれの自治センターの市民生活課の組織下に入っているが、本庁の課長の指揮命令下に置くという考えはどうか。

(委員) 地域間の格差がなくなると考えられるので良いと思う。

(部会長) 事務局にお願いしたいが、組織を改正することで、どの部分がどのように良くなるのか(課題・解決策・効果)という資料を用意して欲しい。(了解)

次に、自治センターの空きスペースの活用方法について意見はないか。センター長へのヒアリングでは、セキュリティーについて懸念があるとされているが。

(事務局) 庁舎を解放すると、職員不在時に庁舎内に誰でも入れることになるため、対策が必要。

(部会長) 庁舎の解放に関する制度改正について説明願いたい。

(事務局) 地方自治法の改正により、これまで不可能であった賃貸借契約が可能になった。今までは、臨時的な利用(行政財産の目的外使用)に限られていた。

(委員) 合併により、庁舎の一部を広域連合に貸し出しなど、事例がいくつかあると思うので、次回紹介してもらいたい。また、併せて、庁舎を管理している担当課の考えも伺いたい。

(3) 次回以降の予定

[全体会(中間報告)]

・11月14日(火) 10時から 武石地域自治センター 第二会議室

3 閉会

* 会議概要は原則として公開します。会議終了後、1週間以内に行政改革推進室へ提出してください。

* 非公開及び一部非公開としたものについては、その理由を記載してください。